

令和 6 年度

議会のしおり

会津若松市議会事務局

◆ 東北新幹線利用	JR 東京駅から郡山駅まで JR 郡山駅から会津若松駅まで(磐越西線)	約 1 時間 25 分 約 1 時間
◆ 東武鉄道・野岩鉄道会津鬼怒川線・会津鉄道利用	J R 新宿駅から会津若松駅まで	約 4 時間 40 分
◆ 東北自動車道利用(磐越自動車道経由)	浦和 IC から会津若松 IC まで	約 3 時間 00 分
◆ 磐越自動車道利用	新潟中央 IC から会津若松 IC まで いわき中央 IC から会津若松 IC まで	約 1 時間 10 分 約 1 時間 30 分
◆ 福島空港利用	大阪国際(伊丹)空港から福島空港まで 新千歳空港から福島空港まで (福島空港から一般道路経由で会津若松まで)	約 1 時間 10 分 約 1 時間 30 分 約 1 時間 40 分)

○ 市 章



(昭和 2 年 4 月 26 日制定)

明治戊辰の戦役でその名を馳せた会津藩の旗印や、白虎隊士など会津藩士の肩章として使われていた「會」の字をデザイン化したものである。

会津若松市の歴史と伝統の重みを表すとともに、市民の融和を表徴している。

○ 青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”

会津若松市には会津藩校日新館創設以来、「人づくり」こそ地域発展の礎との考えのもと、教育に力を入れてきた歴史と伝統があり、この、会津で培われた伝統的な規範意識を踏まえながら、市民共通の行動指針として、策定したものである。

(平成 14 年 2 月 13 日策定)

あいづっこ宣言

一人をいたわります
二 ありがとう
三 ごめんなさいを言います
四 がまんをします
五 卑怯なふるまいをしません
六 会津を誇り年上を敬います
六 夢に向かってがんばります

やっ ってはならぬ
やらねばならぬ
ならぬことは
ならぬものです

○ 会津若松の花・木・鳥



市の花

「あおい(タチアオイ)」

昭和42年8月3日制定

戊辰百年祭の記念行事の一環として一般市民から公募し、多年草の草花で、真紅、白などの花を咲かせ、開花期も長く会津地方にたくさん見られる花で、市民ともゆかり深いことから選定された。

市の木

「アカマツ」

昭和54年9月22日制定

市制80周年記念事業の一環として一般市民から公募し、気候風土に合い、今後とも親しみ愛される樹木であること、アカマツは「若松」が「若い松」とも読み替えることができるということから選定された。

市の鳥

「かっこう」

昭和59年10月1日制定

鶴ヶ城築城600年まつり記念事業の一環として一般市民から公募し、春を告げる鳥で親しみやすく、声がきれいであることから選定された。

目 次

市 勢

◆ 市の位置	1
◆ 気候	1
◆ 人口・世帯数等	1
◆ 市の推移	1
◆ 交流都市等	1
◆ 歴史	2

議 会

◆ 議員数	3
◆ 通年議会について	4
◆ 定例会議の日程	4
◆ 本会議開会状況	5
◆ 議案の審議	5
◆ 一般質問	5
◆ 総括質疑	5
◆ 定例会議別質問者・質疑者数	6
◆ 討論	6
◆ 請願・陳情	6
◆ 常任委員会	7
◆ 議会運営委員会	7
◆ 特別委員会	7
◆ 議員全員協議会	7
◆ 委員会協議会	7
◆ 各派代表者会議	7
◆ 広報広聴委員会	7
◆ 議会災害対策本部	8
◆ 正副議長と正副委員長との調整会議	8
◆ 通年議会導入に伴う政策討論会の整理	8
◆ 委員会等開会状況	8
◆ 委員会協議会開会状況	9
◆ 上記以外の会議の開催状況	9
◆ 市民との意見交換会	9
◆ 議会費	9
◆ 報酬・費用弁償等	10
◆ 議会刊行物	11
◆ 議会中継	12
◆ 議会図書	12
◆ 行政視察の受入れ	12
◆ 議会事務局	12

財政状況

◆ 会計別当初予算	13
◆ 一般会計当初予算（歳入）	14
◆ 一般会計当初予算（歳出）	15
◆ 会計別決算	16
◆ 一般会計決算（歳入）	17
◆ 一般会計決算（歳出）	18
◆ 財政分析	19

市 勢

市 の 位 置

福島県西部、会津盆地の東南にあり、市役所庁舎は、おおむね東経 139 度 55 分 47 秒、北緯 37 度 29 分 41 秒、海拔 218.32m に位置し、東京から約 300km、県都福島市から約 100km の距離にあります。東は猪苗代湖を境とし、南は布引山・大戸岳を境とした諸山岳が壁をなし、西は会津平坦部を縦断する宮川を境とし、北は日橋川を境としています。

気 候

気候は、内陸盆地特有の複雑さを示し、冬期は日本海側の気候となり好天が少なく降雪量も多いほうです。夏期は太平洋側に近い気候を示しますが、春秋にはこれに内陸型の気候条件が加わり、日中と夜間の気温差は激しいほうです。平均最高気温（8 月）は 30.6℃、平均最低気温（1 月）は -3.7℃で、12 月上旬から 3 月下旬まで日最低気温は氷点下になる日があります。年間平均降水量は 1,200mm 前後、平均日照時間は約 1,600 時間、平年の年間の降雪の深さ合計は約 500 cm となっています。

人 口・世 帯 数 等

◆ 人口（令和 6 年 4 月 1 日 住基人口）

男	53,476 人
女	57,848 人
計	111,324 人

◆ 世帯数（令和 6 年 4 月 1 日 住基人口）

52,102 世帯

◆ 産業(大分類)別就業人口(令和 2 年国勢調査)

第 1 次産業	2,498 人
第 2 次産業	14,557 人
第 3 次産業	41,261 人
分類不能	2,432 人
計	60,478 人

◆ 市域面積 382.99 km²

市 の 推 移

◆ 合併の経過

● 明治 32 年 4 月 1 日（若松市制施行）

・面積	5.75 km ²
・人口	30,488 人

● 昭和 12 年 4 月 1 日

・合併した地域	北会津郡町北村の一部
・合併後の面積	6.42 km ²
・合併後の人口	30,488 人

● 昭和 26 年 4 月 1 日

・合併した地域	北会津郡町北村
・合併後の面積	11.82 km ²
・合併後の人口	62,509 人

● 昭和 30 年 1 月 1 日

・合併した地域	高野村、東山村、門田村、 神指村、一箕村、大戸村、 湊村
・合併後の面積	284.81 km ²
・合併後の人口	95,979 人

● 昭和 30 年 4 月 1 日

・合併した地域	大沼郡本郷町小谷集落
・合併後の面積	286.26 km ²
・合併後の人口	96,146 人

● 平成 12 年 2 月 1 日

未確定であった猪苗代湖の境界が確定し、国土地理院の発表により、315.28 km²となる。

● 平成 16 年 11 月 1 日

・合併した地域	北会津郡北会津村
・合併後の面積	343.46 km ²
・合併後の人口	123,718 人

● 平成 17 年 11 月 1 日

・合併した地域	河沼郡河東町
・合併後の面積	383.03 km ²
・合併後の人口	131,329 人

交 流 都 市 等

◆ 姉妹都市

昭和 59 年 9 月 23 日	青森県むつ市
平成 14 年 11 月 21 日	アメリカ合衆国 ミズーリ州リーサミット市

◆ 友好都市

平成 3 年 6 月 15 日	中国湖北省荊州市
平成 17 年 4 月 17 日	神奈川県横須賀市

◆ 親善交流都市

平成 11 年 10 月 30 日	徳島県鳴門市
平成 12 年 9 月 24 日	長野県伊那市(高遠町)
平成 18 年 9 月 22 日	アメリカ合衆国自治領 北マリアナ諸島サイパン市
平成 27 年 10 月 14 日	北海道余市町
令和 4 年 9 月 22 日	福岡県みやこ町

歴 史

本市は、四方を険しい山々に囲まれた、会津盆地の東南に位置する旧会津松平家の城下町です。自然景観に恵まれた山紫水明の地であり、その地理的特性もさることながら、歴史的にも古く、名所旧跡も数多く、古文書や伝承によれば、古くから独自の文化圏を形成していたことも推察され、専門家による今後の本格的な調査・研究が強く望まれているところです。

「会津」の地名の起こりは、崇神天皇の頃の四道將軍派遣に由来するといわれています。諸説あるものの、記紀の伝承によれば、四道將軍のうち、大彥命は北陸方面へ、そしてその子の武渟河別命は東山道方面の経営に遣わされたとあり、その親子が出逢った所が「相津」とされ、後に「会津」となったといわれています。ちなみに「津」とは、湖や沼地の多い所、河川の合流点という意味です。

また、当地が「仏都会津」と称されていることも特筆すべき点です。9世紀の初め、高僧徳一が会津入りして大寺（現磐梯町）に慧日寺を建立し、空海や最澄と激烈な法論を展開したことは有名な史実です。地元の古文書には大和政権が仏教を国教として認知する前に、既に会津の地にも仏寺が建立されていたという記録も残されているほどです。

◆ 武家支配と鶴ヶ城

武士団による会津支配は輩名氏に始まります。輩名氏は、源頼朝による鎌倉幕府開設に功あったとされる三浦一族の末えいです。築城は、至徳元年（1384）に、7代目直盛が小高木館を築いたのが始まりです。その後、黒川城を経て近代的な築城に本格的に着手したのが、伊勢松阪から会津入りした蒲生氏郷です。

氏郷の会津入りは豊臣秀吉の命で、奥州仕置後の伊達氏牽制が目的であったとされています。氏郷は従来の黒川城を大改修することにより軍事的拠点の強化を図り、更に当地を出生の地にちなんで「若松」と改名し、後世に残る城下町の再編・整備を行いました。黒川城を新たに「鶴ヶ城」と命名したのもこのときですが、平山城の七層の天守閣は会津の地にその威容を鼓舞するに十分でありました。

その後、上杉景勝の所領となりましたが、重臣直江兼続が石田三成と結び徳川家康に対抗しようとしたことから領地替えとなり、再び蒲生氏郷の子秀行の居城となりました。

1627年に「賤ヶ岳七本槍」で有名な加藤嘉明が伊予松山から会津に入り、その子明成が大地震で傾

いた天守閣を五層にし、現在の城の基礎を築きましたが、重臣との間に不祥事があり、保科正之が新たに会津入りすることとなりました。

保科正之は、二代將軍秀忠の第四子、三代將軍家光の異母弟です。以後、三代正容の代に將軍の命により松平姓と葵の紋を用いることが許されました。藩祖正之は、稀にみる学才の徒であり四代將軍家綱の補佐役として非凡な才能を駆使したばかりでなく、藩政面でもその卓越した指導力を十分に発揮しました。正之自身は政務のため江戸滞在も多くありましたが、正之の留守中も会津の地はよく治まり、歴代藩主の留守中、内紛で自滅したケースが多いことを考えると実に対照的です。

藩祖正之の、徳川家に対する絶対的な忠誠心と儒学あるいは神道を基礎とする学風は、やがて藩校日新館に受け継がれます。九代容保の代に会津を焦土と化す大戦乱に遭遇するに至って、会津における武家支配は完全に終えんを迎えます。

戊辰戦争の敗戦により鶴ヶ城が取壊しとなったのは、1874年（明治7年）です。

◆ 会津若松市の誕生

本市が県内初の市制を施行したのは明治32年4月1日です。戊辰戦争の極度の混乱と荒廃の中で、また会津藩が下北半島の斗南藩に移封され、筆舌に尽くしがたい辛酸の後に若松市が誕生しました。

明治期における全国的な反政府的気運は本市も例外たることを許さず、自由民権運動家による啓もうと弾圧の歴史は市内の「清水屋事件」などに象徴されるように事例も数多くあります。

昭和30年1月1日には、近隣7カ村と合併し、市名も若松市から「会津若松市」と改め、名実ともに会津の中核都市として生まれ変わりました。

◆ 近年の会津若松市

平成5年4月には、コンピュータ理工学部を持つ4年制の福島県立会津大学が開学し、また、平成9年4月には大学院も設置され、産学官の研究・開発協力や新時代に対応できる情報技術へ、大きな期待が寄せられています。

平成9年10月1日には太平洋側（いわき市）と日本海側（新潟市）を結ぶ東北横断自動車道いわき新潟線（磐越自動車道）が全線開通し、東西方向との結びつきが強まりました。

平成16年11月1日には、県内初の北会津村との合併が実現し、さらに平成17年11月1日には河東町と合併し、新たなまちづくりに向けた取り組みが始まりました。

議 会

議 員 数

- 条例定数 28 人（平成 30 年 9 月 14 日適用）
- 現 員 28 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）

本市の第 1 回市議会議員選挙は明治 32 年 6 月に行われたが、当時の選挙権は納税額により一級、二級、三級と区分され、議員定数はそれぞれ 10 名の計 30 名であった。その後、大正 11 年には一級、二級の区分に改正され、それぞれ 15 名の定数 30 名となり、昭和 5 年の選挙から 25 歳以上の者に被選挙権が与えられる普通選挙となり、級別は廃止された。

昭和 22 年には現行の地方自治制度が発足し、本市の定数は 36 名となった。

昭和 30 年 4 月 30 日に行われた合併最初の市議会議員選挙は、定数 36 名に対し 91 名と多くの立候補者が立ち、その結果新人議員 22 名が当選した。このことは定数の 3 分の 2 近くを占めたことになる。また、同選挙において初の女性議員が誕生した。

その後、昭和 60 年 9 月 20 日に「会津若松市議会議員定数条例」が公布され、定数が 32 名となり、平成 10 年 12 月 25 日に「会津若松市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が公布され、平成 11 年 4 月の一般選挙から定数が 30 名となった。

さらに、平成 15 年 1 月 1 日に地方自治法第 91 条第 1 項の規定に基づき「会津若松市議会議員の定数を定める条例」（定数 30 名）が公布された。

平成 16 年 11 月 1 日には北会津村との合併により北会津村議会から 15 名の議員が、また平成 17 年 11 月 1 日には河東町と合併し、河東町議員 18 名が会津若松市の議員となり、途中、欠員等を経て、改選前の議員は 57 名であった。平成 19 年 4 月の統一地方選により、新たな 30 名が選出された。

平成 23 年 4 月の統一地方選挙は、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により、平成 23 年統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村（第 2 次指定分）として指定を受けたため、選挙期日が平成 23 年 8 月 7 日に延期された。

平成 23 年 5 月 2 日には地方自治法の一部改正により、議員定数の人口段階別上限数に係る制限が廃止された。

平成 30 年 9 月 14 日には、「会津若松市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」（定員 28 名）が公布され、令和元年 8 月 4 日に行われた一般選挙から適用となった。

なお、昭和 22 年以降、本市における市議会議員の最年少当選者は 26 歳で、連続当選の最高回数は 9 回となっている。

◆ 会派・党派別議員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

会派	党派	自民	公明	立民	共産	社民	無所属	計
市民クラブ		2					9 (2)	11 (2)
フォーラム会津							5	5
公明党			3 (2)					3 (2)
創風あいづ							3	3
立憲連合				1			2 (1)	3 (1)
日本共産党					1			1
社会民主党・市民連合						1		1
夢クラブ							1	1
計		2	3 (2)	1	1	1	20 (3)	28 (5)

※（ ）内は女性議員数

※党派名の略称は次のとおり：

自民⇒自由民主党、共産⇒日本共産党

公明⇒公明党、社民⇒社会民主党

立民⇒立憲民主党

◆ 年齢別議員構成（令和 6 年 4 月 1 日現在）

年 齢	人 数（人）
35～39 歳	1
40～44 歳	3
45～49 歳	1
50～54 歳	6
55～59 歳	4
60～64 歳	5
65～69 歳	5
70 歳以上	3

○最年少 38 歳 ○最年長 75 歳 ○平均年齢 57.9 歳

通 年 議 会 に つ い て

◆ 通年議会の導入

会津若松市議会は、市民意見を起点とした政策サイクルの確立と実践に取り組んできた。この取組は、通年的な活動だけではなく、委員任期の2年、議員任期の4年の通任期の取組となっており、通年議会を導入する基盤が整っていた。

本市議会の議会活動の実態に合わせた各種会議等の法的な位置づけを見直すこと及びこれまで課題であった会議等への出席に係る公務性について整理を図ることを目的とし、令和4年8月に通年議会を導入した。

◆ 通年議会の会期

定例会の回数は年1回とし、会期の始期を8月、終期を翌年の7月末としている。

◆ 定例会において開く会議

定例会において開く会議は、下記のとおりである。

- (1) 招集会議 定例会の招集により開く会議
- (2) 定例会議 定例的に開く会議をいい、9月、12月、2月、6月に開く。
- (3) 臨時会議 議員又は市長からの要請に基づき、臨時に開く会議

◆ 通年議会の流れ

月	会 議
8 月	招集会議（定例会の招集）
9 月	9 月定例会議
10 月	休会
11 月	休会
12 月	12 月定例会議
1 月	休会
2 月	2 月定例会議
3 月	
4 月	休会
5 月	休会
6 月	6 月定例会議
7 月	定例会閉会

※ 上記会議の他、通年議会の会期中における、議員又は市長からの要請に基づいて開く臨時会議がある。

※ 通年議会の導入により常に議会が活動能力を

有することとなる。このため、1年間を通して委員会の所管事務調査等の議会活動を行うことができる。

定 例 会 議 の 日 程

◆ 定例会議の流れ

日程	会 議
1	開会日（提案理由説明）
2	休会（議案等調査）
3	本会議（一般質問・個人質問）※1
4	本会議（一般質問・個人質問）
5	本会議（一般質問・個人質問）
6	本会議（議案等に対する総括質疑）※2 予算決算委員会
7	予算決算委員会を除く常任委員会 予算決算委員会分科会
8	予算決算委員会を除く常任委員会 予算決算委員会分科会
9	休会（事務整理）
10	予算決算委員会
11	休会（事務整理）
12	最終日（委員会審査報告～表決）

※1 12月定例会議のみ一般質問の初日に代表質問を行う。

※2 2月定例会議においては、総括質疑は2日間となる。

上記が定例会議の日程であるが、これに土曜、日曜が入るため、実際は15～16日間くらいの日程をとるのが例である。

なお、2月定例会議及び9月定例会議は、当初予算の審議及び決算の認定のために委員会審査に日数を要することから、20日間を超える会議期間となる。

◆ 臨時会議

臨時会議は議案等の委員会付託を行わず、通常、会議期間は1日間としているが、議案等の内容により委員会付託を行い、会議期間を2日間以上とる場合がある。

本会議開会状況

◆ 令和5年1月1日～12月31日

定例会議	会議期間	会議 日数	会議時間	
2月	2/22～3/20	27日間	7日	25時間 10分
6月	6/1～6/16	16日間	6日	17時間 13分
9月	9/14～10/6	23日間	6日	22時間 8分
12月	12/7～12/22	16日間	6日	24時間 38分
計		82日間	25日	89時間 9分
招集会議	会議期間	会議 日数	会議時間	
8月	8/24～8/25	2日間	2日	1時間 38分
計		2日間	2日	1時間 38分
臨時会議	会議期間	会議 日数	会議時間	
1月	1/17	1日間	1日	46分
4月	4/17～4/19	3日間	2日	1時間 32分
計		4日間	3日	2時間 18分

議案の審議

◆ 議案付託から表決

- (1) 予算及び決算
予算決算委員会に付託している。
- (2) 条例
所管の常任委員会（総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会及び建設委員会）に付託している。
- (3) 人事案件
委員会付託を省略するのが通例である。
- (4) 委員会審査報告
本会議で問題とされた点、委員間討議、討論のあった議案などについては、審査の経過と結果などについて詳細に、定例会議最終日において委員長が報告している。

(5) 報告から表決まで

総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会、建設委員会、予算決算委員会、特別委員会の順に報告を行い、次いで報告に対する質疑を行い、議員間討議、その後、一括して討論を行う。さらに反対討論のあった議案等は分離して起立表決し、その後、他の案件を一括して簡易採決している。

一般質問

(1) 通告

質問者は、定例会議開会日の8日前の正午までに題名と具体的な質問項目を議長に通告する。

(2) 質問形態

代表質問（12月定例会議のみ）と個人質問（9月・12月・2月・6月）がある。

(3) 質問順序

代表質問、個人質問の順に行うが、代表質問は所属議員数の多い会派から行い、個人質問は会派の輪番制となっている。

(4) 質問時間

質問時間について、代表質問は答弁を除き一人25分以内、個人質問は答弁を除き一人20分以内と制限を設けている。

また、一般質問の方式は、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式の選択制としている。

一括質問・一括答弁方式は、1回目に質問の全てを一括して質問し、執行機関より一括して答弁を行い、再質問の発言回数は4回以内としている。

一問一答方式は、1回目は、質問の全てを一括して質問し、執行機関より一括して答弁を行い、2回目（再質問）から大項目ごとに一問一答で行う。さらに、一問一答方式を選択した場合、再質問の質問時間は1回目の質問の残時間又は10分の短い方とし、発言回数は制限しない。

(5) 発言方法

1回目は登壇して行い、2回目以降は発言席で行う。（関連質問は認めていない）

総括質疑

(1) 通告

質疑者は、定例会議開会日の本会議終了後から同日午後3時までに質疑件名を議長に通告する。

(2) 質疑順序

届出順による。

(3) 質疑件数及び時間

質疑件数は一人3件以内、質疑時間は答弁を除き一人15分以内とし、発言回数の制限は設けていない。

(4) 発言方法

すべて発言席で行う。

定例会議別質問者・質疑者数

◆ 定例会議別質問者・質疑者数 (令和5年)

区 分	一般質問者数	質疑者数
2月定例会議	18人	7人
6月定例会議	14人	7人
9月定例会議	17人	6人
12月定例会議	21人	2人
合 計	70人	22人
8月招集会議	—	—
合 計	—	—
1月臨時会議	—	3人
4月臨時会議	—	3人
合 計	—	6人

討 論

(1) 通告

定例会議最終日の前日の正午までに案件名と賛否の別を議長に通告する。

(2) 討論順序

反対、賛成の順に行う。

(3) 発言方法

登壇して行う。

請 願 ・ 陳 情

(1) 受理から採決まで

請願書及び陳情書は、定例会議開会日3日前までに受理したものを議会に諮り、所管の委員会に付託する。

各議員には文書表を配付し、委員会における審査結果を定例会議最終日に委員長が報告した後、採択・不採択を採決する。

(2) 審議結果の通知など

本会議における審議結果は、請願者・陳情者に通知している。

採択された請願のうち、地方自治法第125条に基づき市長に処理の経過及び結果の報告を求めたものについて、市長はその請願が議決された定例会議の翌々の定例会議の2週間前までに議会に報告することとしている。(平成26年6月定例会より)

◆ 付託委員会別審査件数 (令和5年)

区 分	請 願	陳 情	計
総 務	2	2	4
文教厚生	0	5	5
産業経済	1	0	1
建 設	0	2	2
議会運営	0	0	0
計	3	9	12

◆ 審議結果 (令和5年)

区 分	請 願	陳 情	計
採 択	1	2	3
一部採択	0	0	0
不 採 択	1	6	7
継続審査	0	0	0
取り下げ	0	1	1
審議未了	1	0	1
計	3	9	12

常 任 委 員 会

◆ 構成

常任委員会は、条例で5委員会と定めている。
また、条例により委員の任期は2年と定められている。

◆ 名称と所管事項 (令和6年4月1日現在)

名 称	所 管 事 項	定 数
総 務 委員会	議会、企画政策部、財務部、総務部、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、他の常任委員会に属さない事項	7 人
文教厚生 委員会	市民部、健康福祉部、教育委員会	7 人
産業経済 委員会	観光商工部、農政部、農業委員会	7 人
建 設 委員会	建設部、上下水道局	7 人
予算決算 委員会	予算に関すること 決算に関すること	27 人

※ 平成 25 年6月定例会において予算決算委員会の設置が決定された。

予算決算委員会には、会津若松市議会予算決算委員会の運営に関する要綱に基づき、総務・文教厚生・産業経済・建設の各委員会の委員によりそれぞれ構成する第1分科会から第4分科会までの4つの分科会を置き、付託事件を分担し審査している。

議 会 運 営 委 員 会

◆ 構成

議会の円滑な運営を図るため、会津若松市議会運営委員会規程に基づき設置していた。

平成3年の地方自治法改正により議会運営委員会を条例により設置することができることとなったため、平成3年9月から会津若松市議会委員会条例に基づき設置している。条例に委員の任期は2年、定数は7人と定めている。

委員は議長が会議に諮って指名する。具体的には、3人以上の会派から、その所属議員の人数に応じて按分している。

◆ 開会

議会運営委員会は、臨時会議については開会日の7日前、定例会議については開会日の10日前及び7日前に開会される。

特 別 委 員 会

◆ 設置

特別委員会は、必要な場合に議会の議決で設置し、委員定数も議会の議決で定めることができる。委員の任期は審査が終了するまでである。

◆ 議会評価特別委員会

議会評価の実施及び議会評価を活用した議会活動のさらなる充実に係る調査研究等を行うため、議会評価特別委員会を設置した。

(令和5年10月6日から設置)

議 員 全 員 協 議 会

◆ 構成

議員全員で構成し、議会の運営、市政の課題等について協議又は調整を図るため、市長等からの説明及び報告並びに議員間の討議を行う。

委 員 会 協 議 会

◆ 構成

常任委員会委員で構成し、常任委員会の所管事項に関する執行機関からの説明及び報告を受ける。

各 派 代 表 者 会 議

◆ 構成

議長、副議長及び会派（所属議員が3人以上）の代表者で構成し、会派間の調整及び協議を行う。

広 報 広 聴 委 員 会

◆ 設置

会津若松市議会基本条例を平成20年6月に可決したことに伴い設置された。任期は2年、定数は8人と定めている。

議会の広報広聴機能を充実させるため、「広報議会」の編集・発行や、市民との意見交換会に関することなどを所掌する。

議会災害対策本部

◆ 構成

議員全員で構成し、災害時における議会機能の維持等に関する調整及び協議を行う。

正副議長と正副委員長との調整会議

◆ 構成

議長、副議長、常任委員会委員長及び副委員長、議会運営委員会委員長及び副委員長、広報広聴委員会委員長及び副委員長並びに特別委員会委員長及び副委員長で構成し、議会全般に係る運営等に関する調整及び協議を行う。

通年議会導入に伴う政策討論会の整理

◆ 政策討論会の整理

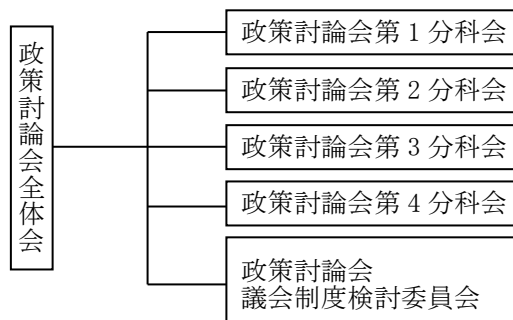
会津若松市議会基本条例に基づき、市政に関する重要な政策と課題について共通認識と合意形成を図り、政策を立案し、市長等への政策提案及び政策提言を推進することを目的とし、平成 20 年に政策討論会を設置した。

政策討論会は、市政に関する重要な政策と課題について調査研究を行い、市長へ政策提言を行ってきた。

令和 4 年 8 月の通年議会の導入時に、政策討論会を廃止し、政策討論会における調査研究活動は、常任委員会である予算決算委員会の所管事務調査として位置づけた。

通年議会導入前	通年議会導入後
政策討論会における調査研究	予算決算委員会における所管事務調査
政策討論会全体会	予算決算委員会
政策討論会各分科会	予算決算委員会各分科会
議会制度検討委員会	議会制度検討特別委員会

◆ 参考：通年議会導入前の政策討論会の構成



・政策討論会全体会
議員全員により構成

・政策討論会各分科会
総務・文教厚生・産業経済・建設の各委員会の委員により第 1 から第 4 までの各分科会を構成

・議会制度検討委員会
会派（所属議員が 2 人以上）から選出された委員と公募による市民委員 2 名以内により構成

委員会等開会状況

◆ 令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日

委員会名	開会日数	会議時間
総務委員会	11 日	7 時間 2 分
文教厚生委員会	10 日	8 時間 29 分
産業経済委員会	9 日	2 時間 48 分
建設委員会	12 日	9 時間 38 分
予算決算委員会	13 日	10 時間 47 分
予算決算委員会第 1 分科会	23 日	59 時間 11 分
予算決算委員会第 2 分科会	23 日	60 時間 44 分
予算決算委員会第 3 分科会	24 日	55 時間 20 分
予算決算委員会第 4 分科会	22 日	47 時間 51 分
予算決算委員会理事会	6 日	16 分
議会運営委員会	37 日	10 時間 24 分
議会制度検討特別委員会	5 日	11 時間 30 分
議会評価特別委員会	3 日	2 時間 42 分
議員全員協議会	3 日	3 時間 21 分
各派代表者会議	23 日	8 時間 45 分
広報広聴委員会	22 日	29 時間 14 分

正副議長と正副委員長 との調整会議	4 日	2 時間 0 分
----------------------	-----	----------

委員会協議会開会状況

◆ 令和5年1月1日～12月31日

会 議 名	開会日数	会議時間
総務委員会協議会	11 日	13時間 55 分
文教厚生委員会協議会	11 日	13時間 55 分
産業経済委員会協議会	6 日	4 時間 23 分
建設委員会協議会	5 日	2 時間 55 分

上記以外の会議の開催状況

◆ 令和5年1月1日～12月31日

会 議 名	開会日数	会議時間
スマートシティ総合調査会	3 日	5 時間 46 分

市民との意見交換会

会津若松市議会基本条例に基づき、平成 20 年 8 月から開催している。

市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うことを目的とする。

市内 15 地区において年 2 回開催する「地区別意見交換会」と、議会が取り組む政策立案等について教育・文化・福祉・産業等の分野ごとに関係市民団体と実施する「分野別意見交換会」がある。

令和 2 年度と令和 3 年 5 月は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「地区別意見交換会」を中止とした。

◆ 意見交換会開催状況

(1) 地区別意見交換会（令和 5 年 1 月～12 月）

回	時期	参加人数	内 容
第 27 回	5 月	124 名	・ 2 月定例会議の報告 ・ 意見交換（市政全般、各地区の課題について）
第 28 回	11 月	147 名	・ 9 月定例会議の報告 ・ 意見交換（市政全般、各地区の課題について）

(2) 分野別意見交換会（令和 5 年 1 月～12 月）

開催日	対象	開催趣旨	対応主体
11/20	会津道路メンテナンス協同組合	降雪対策に係る本市の実態や問題・課題等について、実際の業務に携わる担い手との意見交換を通じて理解を深め、調査研究に生かす。	予算決算委員会 第 4 分科会

議 会 費

◆ 過去 3 年間の当初予算

（単位：千円）

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
報酬	151,356	147,607	145,992
給料	48,494	49,490	46,540
職員手当等	85,168	84,223	81,596
共済費	60,984	62,335	63,458
報償費	677	911	1,077
旅費	4,575	4,990	5,627
交際費	1,500	1,400	1,400
需用費	9,324	6,731	5,320
役務費	1,156	1,222	1,163
委託料	9,651	9,946	15,382
使用料及び賃借料	3,394	3,399	5,084
工事請負費	0	0	36
備品購入費	50	211	401
負担金補助及び交付金	12,790	12,480	12,195
合 計	389,119	384,945	385,271
一般会計に占める割合	0.7%	0.8%	0.7%

報酬・費用弁償等

議員報酬等については、議員報酬等に関する条例に基づき支給される。

なお、下記報酬の推移については、市長が会津若松市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて議会へ条例改正案を提出し、議決を経て改正されたものである。

◆ 議員報酬の推移 (単位：千円)

区 分	改 正 年 月 日			
	平成 25 年 1 月 1 日	平成 16 年 1 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日	平成 6 年 10 月 1 日
議 長	514	553	582	550
副議長	477	513	540	510
議 員	447	481	506	478

◆ 特別職等の給与の推移 (単位：千円)

区 分	改 正 年 月 日			
	平成 25 年 1 月 1 日	平成 16 年 1 月 1 日	平成 15 年 7 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日
市 長	937	1,008	1,043	1,159
副市長※1	752	809	809	899
常勤の 監査委員	575	619	619	688
教育長	668	719	719	799
上下水道事業 管理者※2	668	719	719	799

※1 平成 19 年 3 月 31 日までの職名は、助役

※2 令和 2 年 3 月 31 日までの職名は、水道事業管理者

◆ 費用弁償

本会議に出席したとき、または常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会に委員として出席したときは次の区分により費用を弁償していたが、平成 19 年度から廃止とした。

- ・ 居住地から片道 8 km 未満 1 日につき 1,500 円
- ・ 居住地から片道 8 km 以上 1 日につき 1,750 円

当該会議又は委員会終了時刻の延長、その他やむを得ない事情により宿泊したときは、居住地から片道 8 km 以上の場合、宿泊料の実費を支給することとしていたが、平成 20 年 9 月から廃止とした。

◆ 旅費等 (平成 2 年 10 月 1 日適用)

- 日当 3,000 円 (県内については 1,500 円)

※ 平成 15 年 4 月 1 日適用

- 宿泊料

宿泊料	地 域
甲地方の地域 14,800 円	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方の地域 13,300 円	甲地方以外の地域

◆ 期末手当 (令和 5 年 12 月 1 日適用)

報酬月額と報酬月額の 20% の合計額に下記の割合を乗じた額を支給する。

- 6 月 ……167.5% ○ 12 月 ……167.5%

◆ 行政調査等旅費

従前は年一人当たり 90,000 円の予算であったが、平成 21 年度より年一人約 90,000 円の予算の範囲内で委員会 (分科会) 毎に講師謝礼・講師の費用弁償及び行政調査の旅費に振り分け、調査費用としている。

◆ 市議会政務活動費

「会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例」(平成 13 年 4 月 1 日施行) に基づき、1 か月一人当たり 35,000 円に所属する議員数を乗じた額を毎年度 4 月 (4 月～9 月分) と 10 月 (10 月～3 月分) に各会派に対し交付する。

条例制定時は名称が政務調査費で月額一人 50,000 円、平成 17 年度より月 45,000 円、平成 21 年度からは現在の額に改正された。

地方自治法の一部改正に伴い、名称が平成 25 年 3 月 1 日から政務活動費に改められた。

なお、これまでの申し合わせ事項を整理した「会津若松市議会政務活動費ガイドライン」(平成 27 年 4 月から適用) を作成し、平成 30 年 3 月及び令和 2 年 7 月に見直しを行った。

議 会 刊 行 物

◆ 先例集

議会の能率的かつ円滑な運営に資するため、本市議会における一連の先例や事例をまとめたものである。4年に一度発行している。

- 創 刊 昭和 63 年 3 月
- 発行回数 4 年ごと
- 発行部数 50 部
- 配 布 議員、議会事務局職員

◆ 会議録

定例会議の会議録は、次回定例会議開会日の 15 日前までに作成し、議員、執行機関及び公民館等に配布している。また、臨時会議の会議録についてもその都度作成し、配布している。

- 発行回数 招集会議、定例会議及び臨時会議ごと
- 発行部数 70 部
- 配 布 議員、執行機関、公民館等
- 会議録検索システム

平成 19 年以降の本会議及び平成 26 年以降の委員会について、市のホームページより会議録の検索・閲覧ができる。

◆ あいづわかまつ広報議会

議会の活動状況を市民に知らせるため、本会議、委員会等の内容を掲載している。

- 創 刊 昭和 49 年 5 月 15 日
- 発行回数 年 4 回(定例会議の翌々月の 1 日発行)、改選時に臨時号
- 発行部数 52,200～52,500 部
- 配 布 市内全世帯(町内会を通して配布)
- 声の広報議会

平成 22 年度より朗読ボランティアサークルに音声データの作成、利用者へ記録媒体の送付を委託。市議会ホームページにも掲載。

- 点字版広報議会

平成 28 年度より点字ボランティアサークルに点字版広報議会の作成を委託。令和 4 年度からは特定非営利活動法人に委託。

◆ 見て知って参加するための手引書 ～会津若松市議会白書～

市民との協働型議会を目指し、議会の「見える化」を図るため、年 1 回発行し、市内の公共施設等に設置している。議会のしくみや議会活動の概要を掲載した本編と具体的な議決事項や取組内容を掲載した資料編の 2 部構成。平成 26 年度・28 年度・令和 2 年度には本編を市内全世帯へ配布した。

- 創 刊 平成 25 年
- 配 布 市内の学校、公民館など
(平成 26 年度・28 年度・令和 2 年度には市内全世帯へ配布)

◆ 会津若松の市勢

会津若松市政全般の主要事項を収録し、各議員に配布している。

- 創 刊 昭和 61 年 12 月
- 発行回数 年 1 回
- 発行部数 50 部
- 配 布 議員、議会事務局職員など

◆ 月報ざかい

毎月 10 日に議会の動きや今後の予定、各種情報を掲載し、各議員に配布している。また、定例会議開会日の約 10 日前までには、定例会議の日程等を掲載した臨時号を発行している。

- 令和 5 年度より、PDF データ形式で発行している。
- 創 刊 昭和 52 年 2 月 15 日
- 発行回数 月 1 回、定例会議前に臨時号
- 配 布 議員、議会事務局職員

◆ 会津若松市議会史

市制施行 90 周年記念事業の一環として編さん事業に着手したものであり、議会が果たしてきた役割や位置付けを明確にするものである。

- 発 行 平成 6 年度から平成 10 年度までに年表編、資料編Ⅰ・Ⅱ、記述編Ⅰ・Ⅱの 5 巻を刊行
- 発行部数 1,000 部

議 会 中 継

◆ 映像配信

本会議及び予算決算委員会の映像について、インターネットによりライブ中継及び録画映像をユーチューブを活用して配信している。また、議会事務局において、議会映像を録画したブルーレイディスクの貸出しを行っている。

議 会 図 書

◆ 蔵書数 (令和6年4月1日現在)

区 分	冊 数
議 会 運 営	162
議 会 史	205
政 策 ・ 財 政	62
法 律 ・ 規 則	23
辞 典 ・ 用 語	50
歴 史 ・ 地誌他	247
合 計	749

議 会 事 務 局

◆ 事務局機構

○ 定数 13 人

○ 現員 11 人

(令和6年4月1日現在)

事務局長－事務局次長

- 総務グループ 2 人
- (副主幹 1、主査 1)
- 議事調査グループ 7 人
- (主幹 1、主査 6)

行政視察の受入れ

市の各種事務事業や議会改革等に関して、他自治体の議会関係者や各種研究機関等からの視察の受入れを行っている。

なお、令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、オンラインによる視察の受入れも行っている。

◆ 行政視察来訪市

区分	令和5年度		令和4年度	
	件 数	人 数	件 数	人 数
4 月	1	11		
5 月	2	15	1	8
6 月				
7 月	1	9	7	49
8 月	3	28	2	24
9 月			1	14
10 月	6	64	8	65
11 月	9	70	8	106
12 月				
1 月	4	34	4	38
2 月	2	20	1	3
3 月	1	9		
合計	29	260	32	307

(うち、令和4年度オンラインによる視察は3件29名)

(うち、令和5年度オンラインによる視察は0件)

財政状況

会計別当初予算

(単位:千円)

会 計 別		令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減額	対前年度伸率(%)
一 般 会 計		54,435,000	49,937,000	4,498,000	9.0
特 別 会 計	国民健康保険	10,787,136	10,533,539	253,597	2.4
	観光施設事業	107,737	70,591	37,146	52.6
	地方卸売市場事業	107,184	99,455	7,729	7.8
	扇町土地区画整理事業	1,255,644	493,659	761,985	154.4
	介護保険	12,760,530	13,117,387	▲356,857	▲2.7
	三本松地区宅地整備事業	93,944	108,067	▲14,123	▲13.1
	後期高齢者医療	1,623,742	1,531,811	91,931	6.0
	工業団地整備事業	199,818	0	199,818	皆増
	小 計	26,935,735	25,954,509	981,226	3.8
合 計		81,370,735	75,891,509	5,479,226	7.2

※ 企業会計（水道事業、簡易水道事業、下水道事業）を除く。

◆ 企業会計

(単位:千円)

水 道 事 業 会 計	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減額	対前年度伸率(%)
(収益の支出)	3,052,902	3,037,422	15,480	0.5%
(資本の支出)	1,781,888	1,810,146	▲28,258	▲1.6%

(単位:千円)

簡 易 水 道 事 業 会 計	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減額	対前年度伸率(%)
(収益の支出)	22,533	20,722	1,811	8.7%
(資本の支出)	24,768	22,029	2,739	12.4%

(単位:千円)

下 水 道 事 業 会 計	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減額	対前年度伸率(%)
(収益の支出)	3,316,697	3,330,195	▲13,498	▲0.4%
(資本の支出)	3,175,220	2,807,927	367,293	13.1%

一般会計当初予算（歳入）

◆ 款別歳入

（単位：千円）

科 目	令和 6 年度		令和 5 年度		比 較	
	予 算 額	構成比 (%)	予 算 額	構成比 (%)	増 減 額	伸 率 (%)
1 市税	15,169,000	27.9	15,594,000	31.2	▲425,000	▲2.7
2 地方譲与税	478,561	0.9	445,161	0.9	33,400	7.5
3 利子割交付金	4,600	0.0	5,200	0.0	▲600	▲11.5
4 配当割交付金	39,300	0.1	38,700	0.1	600	1.6
5 株式等譲渡所得割交付金	20,000	0.0	19,800	0.0	200	1.0
6 法人事業税交付金	322,400	0.6	315,300	0.6	7,100	2.3
7 地方消費税交付金	3,026,600	5.6	3,359,700	6.7	▲333,100	▲9.9
8 ゴルフ場利用税交付金	8,000	0.0	8,300	0.0	▲300	▲3.6
9 環境性能割交付金	33,000	0.1	30,400	0.1	2,600	8.6
10 地方特例交付金	512,000	0.9	116,400	0.2	395,600	339.9
11 地方交付税	10,475,800	19.2	9,779,900	19.6	695,900	7.1
12 交通安全対策特別交付金	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0
13 分担金及び負担金	265,638	0.5	279,152	0.6	▲13,514	▲4.8
14 使用料及び手数料	648,601	1.2	640,320	1.3	8,281	1.3
15 国庫支出金	9,348,038	17.2	7,987,580	16.0	1,360,458	17.0
16 県支出金	4,264,814	7.8	4,357,217	8.7	▲92,403	▲2.1
17 財産収入	66,634	0.1	68,045	0.1	▲1,411	▲2.1
18 寄附金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
19 繰入金	2,806,250	5.2	2,276,950	4.6	529,300	23.2
20 繰越金	400,000	0.7	400,000	0.8	0	0.0
21 諸収入	1,706,463	3.1	1,457,974	2.9	248,489	17.0
22 市債	4,819,300	8.9	2,736,900	5.5	2,082,400	76.1
合 計	54,435,000	100.0	49,937,000	100.0	4,498,000	9.0

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、各項目と合計、構成比が一致しない場合がある。

◆ 財源別歳入

（単位：千円）

科 目	令和 6 年度		令和 5 年度		比 較	
	予 算 額	構成比 (%)	予 算 額	構成比 (%)	増 減 額	伸 率 (%)
自主財源	21,062,587	38.7	20,716,442	41.5	346,145	1.7
依存財源	33,372,413	61.3	29,220,558	58.5	4,151,855	14.2
合 計	54,435,000	100.0	49,937,000	100.0	4,498,000	9.0

※自主財源は、市税・分担金及び負担金・使用料及び手数料・財産収入・寄附金・繰入金・繰越金・諸収入の合計

※依存財源は、地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・法人事業税交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・環境性能割交付金・地方特例交付金・地方交付税・交通安全対策特別交付金・国庫支出金・県支出金・市債の合計

一般会計当初予算（歳出）

◆ 款別歳出

（単位：千円）

科 目	令和 6 年度		令和 5 年度		比 較	
	当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)	増 減 額	伸率(%)
1 議会費	389,119	0.7	384,945	0.8	4,174	1.1
2 総務費	9,776,227	18.0	6,586,851	13.2	3,189,376	48.4
3 民生費	21,348,304	39.2	21,021,535	42.1	326,769	1.6
4 衛生費	4,724,231	8.7	3,903,553	7.8	820,678	21.0
5 労働費	61,474	0.1	59,925	0.1	1,549	2.6
6 農林水産業費	1,419,424	2.6	1,414,241	2.8	5,183	0.4
7 商工費	1,367,883	2.5	1,341,006	2.7	26,877	2.0
8 土木費	4,579,625	8.4	4,302,551	8.6	277,074	6.4
9 消防費	1,596,946	2.9	1,568,417	3.1	28,529	1.8
10 教育費	5,051,577	9.3	4,439,888	8.9	611,689	13.8
11 公債費	4,020,190	7.4	4,814,088	9.6	▲793,898	▲16.5
12 予備費	100,000	0.2	100,000	0.2	0	0
歳 出 合 計	54,435,000	100.0	49,937,000	100.0	4,498,000	9.0

※表示単位未満四捨五入の関係で、各項目と合計、構成比が一致しない場合がある。

◆ 性質別歳出

（単位：千円）

科目		令和 6 年度		令和 5 年度		比 較	
		当初予算額	構成比(%)	当初予算額	構成比(%)	増 減 額	伸率(%)
義務的経費	人 件 費	8,422,878	15.5	8,003,819	16.0	419,059	5.2
	扶 助 費	13,378,140	24.6	13,152,297	26.3	225,843	1.7
	公 債 費	4,020,190	7.4	4,814,088	9.7	▲793,898	▲16.5
	小 計	25,821,208	47.5	25,970,204	52.0	▲148,996	▲0.6
投資的経費	普通建設事業費	7,764,188	14.3	3,515,506	7.0	4,248,682	120.9
	(1)補助事業費	2,705,316	5.0	962,357	1.9	1,742,959	181.1
	(2)単独事業費	5,039,748	9.3	2,505,099	5.0	2,534,649	101.2
	(3)そ の 他	19,124	0.0	48,050	0.1	▲28,926	▲60.2
	小 計	7,764,188	14.3	3,515,506	7.0	4,248,682	120.9
その他	物 件 費	7,916,224	14.5	7,486,578	15.0	429,646	5.7
	維 持 補 修 費	800,893	1.5	750,768	1.5	50,125	6.7
	補 助 費 等	5,906,805	10.8	5,834,888	11.7	71,917	1.2
	積 立 金	36,103	0.1	36,109	0.1	▲6	▲0.0
	投資及び出資金	82,919	0.1	82,166	0.2	753	0.9
	貸 付 金	620,000	1.1	620,000	1.3	0	0.0
	繰 出 金	5,386,660	9.9	5,540,781	11.1	▲154,121	▲2.8
	予 備 費	100,000	0.2	100,000	0.2	0	0.0
小 計		20,849,604	38.2	20,451,290	41.0	398,314	1.9
歳 出 合 計		54,435,000	100.0	49,937,000	100.0	4,498,000	9.0

※表示単位未満四捨五入の関係で、各項目と合計、構成比が一致しない場合がある。

会計別決算

(単位:千円)

会 計 別		令和 4 年度		令和 3 年度	
		歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
一 般 会 計		60,300,005	56,788,478	56,989,761	52,649,776
特 別 会 計	国民健康保険	11,411,836	11,015,652	11,221,139	11,010,618
	観光施設事業	287,595	287,322	95,075	111,821
	地方卸売市場事業	87,115	86,612	75,437	105,228
	扇町土地区画整理事業	831,633	522,924	613,451	635,642
	介護保険	12,995,154	12,317,065	12,973,152	12,330,662
	三本松地区宅地整備事業	109,440	611	561	1,067
	後期高齢者医療	1,485,558	1,476,496	1,411,509	1,416,575
	小 計	27,208,331	25,706,682	27,270,713	26,390,324
合 計		87,508,336	82,495,160	84,260,474	79,040,100

※企業会計（水道事業・簡易水道事業・下水道事業）を除く。

◆ 企業会計

(単位:千円)

水 道 事 業 会 計	令和 4 年度		令和 3 年度	
	収 入	支 出	収 入	支 出
収 益 の 収 支	3,263,097	2,940,911	3,257,670	2,942,528
資 本 の 収 支	550,996	1,604,669	673,823	1,601,544

(単位:千円)

簡 易 水 道 事 業 会 計	令和 4 年度		令和 3 年度	
	収 入	支 出	収 入	支 出
収 益 の 収 支	244,423	17,622	19,369	15,534
資 本 の 収 支	2,355	6,450	194	1,450

(単位:千円)

下 水 道 事 業 会 計	令和 4 年度		令和 3 年度	
	収 入	支 出	収 入	支 出
収 益 の 収 支	3,625,542	3,402,947	3,645,806	3,420,182
資 本 の 収 支	1,373,974	2,611,182	1,599,269	2,958,931

一般会計決算(歳入)

◆ 款別歳入

(単位:千円)

科 目	令和 4 年度		令和 3 年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
1 市税	15,844,493	26.3	15,094,980	26.5
2 地方譲与税	452,256	0.8	450,956	0.8
3 利子割交付金	5,085	0.0	9,000	0.0
4 配当割交付金	50,272	0.1	62,654	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	35,311	0.1	66,265	0.1
6 法人事業税交付金	278,508	0.5	231,343	0.4
7 地方消費税交付金	3,182,198	5.3	3,092,152	5.4
8 ゴルフ場利用税交付金	8,585	0.0	7,885	0.0
9 環境性能割交付金	29,074	0.0	27,295	0.1
10 地方特例交付金	119,607	0.2	425,181	0.8
11 地方交付税	11,042,685	18.3	11,143,154	19.6
12 交通安全対策特別交付金	15,947	0.0	17,571	0.0
13 分担金及び負担金	283,252	0.5	292,103	0.5
14 使用料及び手数料	650,805	1.0	638,325	1.1
15 国庫支出金	12,553,618	20.8	13,740,352	24.1
16 県支出金	4,114,479	6.8	4,037,171	7.1
17 財産収入	117,147	0.2	106,137	0.2
18 寄附金	104,115	0.2	61,904	0.1
19 繰入金	1,136,847	1.9	819,460	1.4
20 繰越金	4,339,986	7.2	2,560,840	4.5
21 諸収入	1,217,835	2.0	1,104,733	1.9
22 市債	4,717,900	7.8	3,000,300	5.3
合 計	60,300,005	100.0	56,989,761	100.0

※表示単位未満四捨五入の関係で、各項目と合計、構成比が一致しない場合がある。

◆ 財源別歳入

(単位:千円)

科 目	令和 4 年度		令和 3 年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
自 主 財 源	23,694,480	39.3	20,678,482	36.3
依 存 財 源	36,605,525	60.7	36,311,279	63.7
合 計	60,300,005	100.0	56,989,761	100.0

※自主財源は、市税・分担金及び負担金・使用料及び手数料・財産収入・寄附金・繰入金・繰越金・諸収入の合計

※依存財源は、地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・自動車取得税交付金・環境性能割交付金・地方特例交付金・地方交付税・交通安全対策特別交付金・国庫支出金・県支出金・市債の合計

一般会計決算（歳出）

◆ 款別歳出

（単位：千円）

科 目	令和 4 年度		令和 3 年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
1 議会費	358,497	0.6	361,031	0.7
2 総務費	11,766,816	20.7	5,572,151	10.6
3 民生費	22,419,929	39.5	23,693,312	45.0
4 衛生費	4,403,304	7.8	4,238,892	8.0
5 労働費	58,595	0.1	58,531	0.1
6 農林水産業費	1,589,400	2.8	1,458,927	2.8
7 商工費	1,660,823	2.9	1,782,121	3.4
8 土木費	4,613,135	8.1	5,377,115	10.2
9 消防費	1,718,980	3.0	1,733,400	3.3
10 教育費	4,164,351	7.4	4,503,403	8.6
11 公債費	677	0.0	3,864,997	7.3
12 予備費	4,033,971	7.1	—	—
13 災害復旧費	0	0.0	5,896	0.0
合 計	56,788,478	100.0	52,649,776	100.0

◆ 性質別歳出

（単位：千円）

科 目		令和 4 年度		令和 3 年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
義務的経費	人件費	8,320,150	14.7	8,371,642	15.9
	扶助費	14,331,576	25.2	15,888,953	30.2
	公債費	4,033,971	7.1	3,864,997	7.3
	小 計	26,685,697	47.0	28,125,592	53.4
投資的経費	普通建設事業費	5,682,781	10.0	3,064,413	5.8
	災害復旧事業費	677	0.0	5,896	0.0
	小 計	5,683,458	10.0	3,070,309	5.8
その他の経費	物件費	7,272,232	12.8	7,132,477	13.6
	維持補修費	1,034,493	1.8	1,570,271	3.0
	補助費等	7,624,537	13.4	6,476,809	12.3
	積立金	2,216,888	3.9	121,237	0.2
	投資・出資金・貸付金	766,727	1.4	736,080	1.4
	繰出金	5,504,446	9.7	5,417,001	10.3
	小 計	24,419,323	43.0	21,453,875	40.8
合 計		56,788,478	100.0	52,649,776	100.0

財政分析

◆ 財政指標

区 分	令和 4 年度決算	令和 3 年度決算	令和 2 年度決算
基準財政需要額	24,433,896 千円	23,775,060 千円	23,164,908 千円
基準財政収入額	15,139,924 千円	14,486,928 千円	14,911,755 千円
標準財政規模	28,969,007 千円	29,508,408 千円	28,592,098 千円
財政力指数	0.624	0.624	0.631
実質収支比率	11.5%	14.3%	7.7%
経常収支比率	86.1%	85.6%	90.6%
実質公債費比率	4.8%	4.8%	5.1%
将来負担比率	31.8%	30.8%	37.5%

※各指標については、決算統計（普通会計）に基づき算定された数値を用いているため、一般会計の状況とは一致しないものもあります。

※普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握、地方公共団体間の財政比較等のために用いられる統計上の会計であり、本市の場合、一般会計と扇町土地区画整理事業特別会計のうち保留地処分にかかる事業費を除いたものを合算したものです。



会津若松市